

物 品 売 買 契 約 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院 院長 宮田量治（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
次条の物品を乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）物 品 名 遺伝子分析装置 cobas Liat 518-497583
- （2）仕 様 別紙のとおり
- （3）売 買 代 金 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- （4）納 入 期 限 令和8年1月30日
- （5）納 入 場 所 山梨県立北病院 検体検査室
- （6）契 約 保 証 金 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第三号により免除

（検査の時期）

第2条 甲は物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査をおこなうものとする。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合において前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第3条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、それが甲の過失による場合を除きすべて乙の負担とする。

（担保責任）

第4条 物品を受領した後、甲において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する日までにこれを良品と交換するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、第2条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後1年間とする。

（代金の支払い時期）

第5条 売買代金の支払いは、第2条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

（延滞違約金）

第6条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。

- 2 前項の延滞違約金の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、売買代金に対し遅滞日数に応じ契約金額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た金額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第7条 甲の責に帰する事由により第5条の支払期日までに売買代金を支払わない場合は、乙は、甲に対して前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府

契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

（契約の解除等）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- （1）乙が第1条に定める納入期限又は第2条第2項若しくは第4条第1項の指定期日までに良品を納入しないとき。
- （2）乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
- （3）乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者
- （4）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

（費用の負担）

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院 院長 宮田 量治

乙